



司法書士による

空き家・相続・遺言・成年後見

相談会 & 勉強会

in 千曲市

参加
無料

開催日

令和8年

1月19日

月

要予約

会場

千曲市役所3階301大会議室(受付)

(千曲市杭瀬下二丁目1番地)

予約
不要



相談会

13:30~16:30

(最終受付 / 16:00)



ご予約は「お電話」にて

相談時間
30分以内

〈千曲市 建築課 空き家対策係〉

TEL.026-273-1111(内線 3241)

受付時間 / 9:00~16:00まで(土・日・祝日を除く)

予約受付期間 ▶ 令和7年12月8日(月)9時~12月24日(水)16時まで



勉強会

13:30~15:00

(受付開始 / 13:15~)

〈テーマ〉 相続、遺言の基本と成年後見制度、空き家問題について

〈講師〉 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
ながの支部会員

..... こんなお悩みはありませんか?

- ・土地の名義が先々代のまま... 自分の名義にするにはどうすればいいの?
- ・相続登記義務化でどのように変わったの?
- ・実家が空き家となっている。相続登記はしないといけなの?
- ・空き家バンクってなに?
- ・相続人の中に行方不明の人がいて遺産分割協議ができない。
- ・遺言についてや、遺言書の保管制度について知りたい。
- ・一人暮らしなので認知症になった時が心配...
- ・知的障がいをもつ子どもの将来が心配... など

お問い合わせ



長野県司法書士会 事務局

〒380-0872 長野市妻科399番地 <https://www.na-shiho.or.jp>

TEL.026-232-7492

当会が実施する無料相談では、申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

【共催】長野県司法書士会 / 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート ながの支部 / 千曲市

長野県司法書士会の無料相談

一人で悩んでいませんか？私たち司法書士は身近なくらしの法律家です。
Web・電話による無料相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

※Web相談・電話相談ともに、祝日・GW・夏季・年末年始等当会が定める休業日を除きます。
※当会が実施する無料相談では、申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

長野県司法書士会司法書士総合
相談センター利用規約はこちら▶



Web相談

相続に関する相談
(司法書士業務に限ります)

毎週 木

Zoomを使用して、相続に関連するご相談
(司法書士業務に関するものに限り)を無料でお受けします。

●使用するサービス／Zoom

予約はこちら▶



●予約／長野県司法書士会の
ホームページからのご予約が必要です。

相談時間(45分以内) ①12:00～ ②13:00～

電話相談

相続・登記手続
消費者トラブル等の相談

毎週 月～金

※相談内容により、電話番号が
異なりますのでご注意ください。

平日の毎日、司法書士が電話で相談をお受けしています。

詳細はこちら▶



●相続

- 遺言 ●遺産分割 ●生前贈与
- 相続放棄 ●空き家問題 など

☎026-232-6110

受付時間 12:00～15:00

●登記手続(不動産・商業)

- 土地建物の登記手続
- 会社や各種法人に関する登記手続 など

☎026-232-9110

受付時間 12:00～14:00

●消費者トラブル・少額トラブル

- カードローンや消費者金融の使いすぎ
- 特殊詐欺や悪質商法
- 裁判所からの突然の呼び出し(訴状や支払督促)
- 個人間のお金の貸し借りや交通事故、
ペットに関するトラブル など

☎026-233-4110

受付時間 12:00～14:00

日替わり相談

☎026-232-2110

毎週 月～金

受付時間 12:00～15:00

※曜日ごとにお受けできる相談が
異なりますのでご注意ください。

月曜日／会社法務

- 会社設立・解散 ●事業承継 ●雇用問題 など

火曜日／借地借家

- 貸家の明渡し ●契約の更新

水曜日／夫婦・親子

- 親権・扶養義務 ●離婚と住宅ローン

木曜日／成年後見

- 高齢者・障がい者の財産管理
- 後見人等の選任手続き

金曜日／インターネット
トラブル

- ネット通販・オークションによるトラブル
- オンラインゲームでのトラブル
- アダルトサイトの不当請求 など

労働トラブルに関する相談

毎週 水

水曜日

- 解雇 ●ブラックバイト
- 残業代を支払ってもらえない
- 賃金や退職金の未払い など

☎026-232-2110

受付時間 17:00～19:00

生活が苦しい方のための相談

毎週 月

月曜日

- 生活保護を受けたい
- 借金で悩んでいる
- 家賃が払えない
- 車上生活から脱したい など

☎026-233-1000

受付時間 15:00～18:00

上記の内容は令和7年度のもので、無料相談の受付時間、電話番号等は令和8年4月以降予告なく変更する場合がありますので、当会ホームページにてご確認ください。

司法書士は、法務局への不動産・商業法人登記の申請や供託手続の代理、裁判所提出書類の作成等を行い、これらの事務に関する相談に応じます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事紛争について、簡易裁判所における訴訟、調停等の代理や裁判外和解の代理等を行い、これらに関する法律相談に応じることができます。

ご相談内容などの秘密は厳守します。